

道路運送法関係省令事項

<p>法 律</p>	<p>旅客自動車運送事業運輸規則</p>
<p>(輸送の安全性の向上)</p> <p>第二十二條 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。</p>	<p>(一般準則)</p> <p>第二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行するように指導監督するとともに、当該指導監督を効果的かつ適切に行うため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(輸送の安全)</p> <p>第二條の二 旅客自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めるとその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。</p> <p>(従業員に対する指導監督)</p> <p>第三十八條 (略)</p> <p>2、7 (略)</p>

(安全管理規程等)

第二十二條の二 一般旅客自動車運送事業者(その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。)は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

8 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければならない。

(安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模)

第四十七條の二 法第二十二條の二第一項の国土交通省令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、同表中欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数であることとする。

事業の種別	事業用自動車	事業用自動車の数
一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業	旅客自動車運送事業(一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車	二百両
一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車	二百両

2 前項の規定は、法第四十三條第五項において準用する法第二十二條の二第一項の国土交通省令で定める規模について準用する。この場合において、前項中「次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、同表中

欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数」とあるのは、「旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車の数が、二百両」と読み替えるものとする。

（安全管理規程の届出）

第四十七条の三 法第二十二條の二第一項（法第四十三條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、旅客の運送を開始する日（事業計画の変更により前条に規定する規模以上となる者にあつては、当該計画の実施予定日）までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 安全管理規程の実施予定日
 - 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 設定した安全管理規程
 - 二 その他安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類
 - 3 法第二十二條の二第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 変更後の安全管理規程の実施の日

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する

三 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

四 変更を必要とする理由

4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後の安全管理規程

二 その他変更後の安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類

（安全管理規程の内容）

第四十七条の四 法第二十二條の二第二項（法第四十三條第五項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

イ 基本的な方針に関する事項

ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めへの遵守に関する事項

ハ 取組に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 組織体制に関する事項

ロ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ハ 安全統括管理者の責務及び権限に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する

事項

四 安全統括管理者（一般旅客自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客自動車運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

<p>事業の種類別</p>	<p>安全統括管理者になることができる者</p>
<p>一般乗合旅客自動車</p>	<p>旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車</p>

する次に掲げる事項

- イ 情報の伝達及び共有に関する事項
- ロ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項
- ハ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
- ニ 教育及び研修に関する事項
- ホ 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
- ヘ 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
- ト 事業の実施及びその管理の改善に関する事項
- 四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

（安全統括管理者の要件）

第四十七条の五 法第二十二條の二第二項第四号の国土交通省令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第二十二條の二第七項（法第四十三條第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

<p>運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業</p>	<p>運送事業を除く。イの輸送の安全に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有する者</p> <p>イ 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務</p> <p>ロ 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務</p> <p>ハ イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者</p>
<p>一般乗用旅客自動車運送事業</p>	<p>一 一般乗用旅客自動車運送事業の輸送の安全に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有する者</p> <p>イ 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務</p> <p>ロ 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務</p> <p>ハ イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務</p>

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

5 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者

2 法第四十三条第五項において準用する法第二十二條の二第二項第四号の国土交通省令で定める要件は、前項の表一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の項安全統括管理者になることができる者の欄に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第二十二條の二第七項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

(安全統括管理者の選任及び解任の届出)

第四十七條の六 旅客自動車運送事業者は、法第二十二條の二第五項(法第四十三條第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任(解任)届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 選任し、又は解任した安全統括管理者の氏名及び生年月日
- 三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合にあつては、その理由

6 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十九条の二 国土交通大臣は、毎年度、第二十七条第二項の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

2 前項の安全統括管理者選任届出書には、選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第六十六条の二 法第二十九条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一 法第二十七条第二項、法第三十一条又は法第四十条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容

二 法第二十九条の規定による届出に係る事項

三 法第九十四条第三項の規定による立入検査(輸送の安全の確保に係るものに限る。)に係る事項

四 前三号に掲げるもののほか、輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

2 法第二十九条の二の規定による公表は、インターネットの利用その

(一般旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十九条の三 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならぬ。

他の適切な方法により行うものとする。

3 前二項の規定は、法第四十三条第五項において準用する法第二十九条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報について準用する。

(旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第四十七条の七 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 旅客自動車運送事業者は、法第二十七条第二項(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)、法第三十一条又は第四十条(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。))を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。